

榎町自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、榎町自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域及び会員)

第2条 本会は、榎町区に居住する者をもって組織し、会員は、世帯単位とする。

平成 25 年度からは原則として組の飛地の加入は認めない。但し、組の承認を得られれば例外として認める。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、明るく住みよいまちづくりを行う。ことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 保健、衛生、環境衛生に関すること。
- (3) 防犯、防災に関すること。
- (4) 社会教育、社会福祉に関すること。
- (5) 広報、連絡に関すること。
- (6) その他

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 理 事 | 現職組長 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 会計監査 | 2 名 |
| (6) 相談役又は顧問 | はその都度 |

(役員選出)

第6条 役員は、各組の組長の互選とする。

(役員の選出)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、担当事項を処理する。
4. 会計は、本会の会計事務を行う。
5. 会計監査は本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 役員が病気又は事故等により職責を果せない場合は役員の残任期間とする。

(会 議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 定例総会：毎年1回開催し、予算、決算の承認、会務の報告その他重要事項を審議決定する。

但し、曜日の関係上、4月1日以降、2週間以内に行うものとする。

前年度の事業報告の承認は旧役員の出席の過半数以上の同意を得て承認される。

- (2) 臨時役員会：役員全員で構成し、具体的な実行方法を策定するため必要に応じ随時開催する。

また、必要に応じた役員会をもって総会に代えることができる。

2. 会議は会長が召集し、過半数の出席で成立する。但し、委任状も出席とみなす。
3. 議事は、会議の出席者の過半数で決する。

(経 費)

第10条 本会の経費は、地域自治会振興交付金、寄付金その他の収入をもってあてる。

2. 会費は総会で決める。また、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。
3. 会費は、1戸につき年額5,200円(各協力金含む内訳は別紙のとおり)とし、各組ごとに会計に納入する。
4. 新規会員の会費は、入会した月分から納入する。
5. 会員の慶弔に係る金額は、次のとおりとする。

(1) 会員の死亡の場合 5,000円

(2) 役員が引き続いて6年以上勤続し退任した場合 5,000円

6. 会員は、会計監査を通じて会計関係帳簿を閲覧することができる。
7. 納入された会費は、会員が会を脱会した翌月分から返金する。
8. 役員等に対する手当等予算の範囲内において支払うことができる。

但し、会長、副会長及び会計の手当の額は、行政区制度当時に市が支払っていた報酬相当額とする。

9. 各組長さんに年度末に慰労の志を贈る。(生活用品)

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(規約の改正)

第12条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

(委 任)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会において定める。

附 則

この規約は、平成14年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月3日から施行する